

お 知 ら せ

当院は健康保険法（社会保険、国民健康保険）に基づいた保険医療機関であります。
当院では、下記の事項について東北厚生局岩手事務所に届出を行い、保険給付を実施しております。
また、保険外負担として患者さんに実費相当の負担をお願いする場合があります。

記

1. 「届出医療」に関するもの

(1) 入院基本料に関するもの

1) 2 階病棟（地域包括ケア病棟 38 床）：【地域包括ケア病棟入院料 1】

：看護職員配置加算（50：1）※注 3「有」・看護補助者配置加算（25：1）※注 4「有」
入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置し、それに加え入院患者 50 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者 25 人に対し 1 人以上の看護補助者を配置しています。また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。
この病棟では 1 日に 12 人の看護職員及び 6 人の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○日勤帯（8：30～16：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 9 人以内です。</u>
○準夜帯（16：30～0：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 18 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 35 人以内です。</u>
○深夜帯（0：30～8：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 18 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 35 人以内です。</u>

2) 3A 病棟（医療型療養病棟 60 床）：【療養病棟入院基本料 1】在宅復帰機能強化加算

入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者 20 人に対し、1 人以上の看護補助者を配置しています。また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。

この病棟では 1 日に 13 人の看護職員及び 12 人の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○日勤帯（8：30～16：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 7 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 6 人以内です。</u>
○準夜帯（16：30～0：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 29 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 57 名以内です。</u>
○深夜帯（0：30～8：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 29 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 57 名以内です。</u>

3) 3B 病棟（回復期リハビリテーション病床 58 床）：【回復期リハビリテーション病棟入院料 2】

入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者 30 人に対し、1 人以上の看護補助者を配置しています。また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。

この病棟では 1 日に 13 人の看護職員及び 6 人の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○日勤帯（8：30～16：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 7 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 14 人以内です。</u>
○準夜帯（16：30～0：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 28 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 55 人以内です。</u>
○深夜帯（0：30～8：30）	<u>看護職員 1 人当たりの受持ち数は 28 人以内です。</u> <u>看護補助者 1 人当たりの受持ち数は 55 人以内です。</u>

(2) その他「届出医療」に関するもの

当院では、下記の実施するにあたり厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を東北厚生局岩手事務所に届出ている保険医療機関です。

- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）・脳血管疾患リハ及び運動器リハについて、別添１の「第40」の３の注５に規定する施設基準・ペースメーカー移植術及び交換術・医科点数表第２章第10部手術の通則の16に掲げる手術・クラウン・ブリッジ維持管理料・医療機器安全管理料１
- ・入退院支援加算１・療養環境加算・CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ・データ提出加算２及び４ ロ（200床未満の病院）・療養病棟療養環境加算１（3A病棟）
- ・歯科治療時医療管理料・救急医療管理加算・診療録管理体制加算２・感染対策向上加算３
- ・連携強化加算・サーベイランス強化加算・薬剤管理指導料・認知症ケア加算３
- ・歯科外来診療医療安全対策加算１・歯科外来診療感染対策加算１・歯科口腔リハビリテーション料２
- ・CAD/CAM冠・医療安全対策加算２・医療安全対策地域連携加算２
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料・栄養サポートチーム加算
- ・医師事務作業補助体制加算１【20：1】（2階病棟、3B病棟）
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）・導入期加算１・慢性維持透析濾過加算
- ・透析液水質確保加算・初診料（歯科）の注１に掲げる基準
- ・外来ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料 37・看護処遇改善評価料 23
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・有床義歯咀嚼機能検査１のロ及び咀嚼能力検査

2. 食事療養に関する事項

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っております。

3. 入院環境に関する事項

当院は、院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策及び栄養管理体制・意志決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

4. 保険外負担に関する事項

- 1) 室料差額（別紙参照） 2) 文書料（別紙参照） 3) 食事料（１食 800 円）
- 4) 死体処置料（浴衣あり 14,300 円、浴衣なし 11,000 円）
- 5) カルテ開示関連 作成手数料 1 回 8,800 円、コピー代（片面）１枚 11 円、画像 CD-R １枚 990 円 ※消費税込

5. 指定を受けている公費負担医療制度に関する事項

- ・生活保護法 ・児童福祉法 ・労災保険法 ・身体障害者福祉法

6. 手術に関する施設基準届出に基づく手術症例数（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）

- ・人工関節置換術：0 件
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）：0 件

7. 詳細な医療費の内容のわかる明細書について

当院では、「詳細な医療費の内容のわかる明細書」を発行いたしております。詳細は別紙を参照下さい。